

令和3年6月八戸市教育委員会定例会

提 出 議 案

6月八戸市教育委員会定例会に付議すべき事件

議案第20号	八戸市学校給食審議会委員の委嘱について	1
議案第21号	八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例 施行規則の一部を改正する規則の制定について	3
議案第22号	令和4年度使用小学校用教科用図書の採択について	7

議案第20号

八戸市学校給食審議会委員の委嘱について
八戸市学校給食審議会委員に別紙の者を委嘱する。

令和3年6月30日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

委員の任期満了に伴う後任の委員を委嘱するためのものである。

氏 名	推薦団体（役職等）
かねた ゆうじ 金田 裕治	八戸市学校保健会（理事）
たかはし ひでとも 高橋 秀知	一般社団法人八戸市医師会（副会長）
つかもと しゅんいち 柄本 俊一	八戸歯科医師会（学校歯科委員会委員）
こいけ ともひこ 小池 智彦	八戸市学校薬剤師会（会長）
いしい あつこ 石井 敦子	八戸市保健所（副所長兼衛生課長）
の다가しら のりえ 野田頭 典枝	八戸市小学校長会（八戸市立金浜小学校長）
なかおく なおこ 中奥 尚子	八戸市小学校長会（八戸市立旭ヶ丘小学校長）
のりまつ ともひろ 乗松 朋博	八戸市小学校長会（八戸市立南郷小学校長）
にしやま やすみ 西山 康巳	八戸市中学校長会（八戸市立長者中学校長）
まいた ゆうこ 米田 裕子	八戸市中学校長会（八戸市立島守中学校長）
かわかみ あつし 川上 敦史	八戸市連合父母と教師の会（副会長）
ひあたり としふみ 日當 敏文	八戸市連合父母と教師の会（副会長）
たむら てつあき 田村 哲章	八戸市連合父母と教師の会（副会長）
いわおり よしのぶ 岩織 好信	八戸市連合父母と教師の会（監事）
おざわ かずまさ 小澤 一雅	八戸市連合父母と教師の会(特別審議委員長)
はやしざき あ ゆ こ 林 崎 亜有子	公募委員
ふるまち まり 古町 真理	公募委員

任期は、令和3年7月1日から令和5年6月30日までとする。

議案第21号

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則を別紙のとおり制定する。

令和3年6月30日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊 藤 博 章

理 由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の規定に基づき、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額が定められたことに伴い、市立学校の学校医等の公務上の災害に対する補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額を改めるためのものである。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和37年八戸市教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

	「		「	
		5,543円	13,342円	
		6,051円	14,157円	
		6,475円	17,104円	
		6,783円	19,320円	
		7,031円	21,235円	
別表第1中		7,086円	23,266円	を
		6,995円	25,503円	
		6,543円	25,515円	
		5,315円	20,511円	
		3,970円	14,980円	
		3,970円	13,342円	
		5,589円	13,384円	
		6,164円	14,322円	
		6,577円	17,163円	
		6,854円	19,407円	
		7,070円	21,601円	
		7,208円	22,760円	
	7,090円	25,308円		
	6,583円	25,093円		
	5,420円	20,870円		
	3,970円	15,258円		
	3,970円	13,384円		
	」		」	

に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、令和3年4月1日以後に支給すべき理由が生じた長期療養者の休業補償並びに傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）並びに同日前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金等で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用する。
- 3 令和3年4月1日以後この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに支給すべき理由が生じた長期療養者の休業補償及び傷病補償年金等並びに令和3年3月31日以前に支給すべき理由が生じた傷病補償年金等で令和3年4月1日から施行日の前日までの期間について支給すべきものの補償基礎額の適用については、改正後の別表第1の規定中「22,760円」とあるのは「23,266円」と、「25,308円」とあるのは「25,503円」と、「25,093円」とあるのは「25,515円」とする。

八戸市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後				改正前			
別表第1 (第1条の2関係)				別表第1 (第1条の2関係)			
年齢階層	最低限度額	最高限度額		年齢階層	最低限度額	最高限度額	
25歳未満	5,589円	13,384円		25歳未満	5,543円	13,342円	
25歳以上30歳未満	6,164円	14,322円		25歳以上30歳未満	6,051円	14,157円	
30歳以上35歳未満	6,577円	17,163円		30歳以上35歳未満	6,475円	17,104円	
35歳以上40歳未満	6,854円	19,407円		35歳以上40歳未満	6,783円	19,320円	
40歳以上45歳未満	7,070円	21,601円		40歳以上45歳未満	7,031円	21,235円	
45歳以上50歳未満	7,208円	22,760円		45歳以上50歳未満	7,086円	23,266円	
50歳以上55歳未満	7,090円	25,308円		50歳以上55歳未満	6,995円	25,503円	
55歳以上60歳未満	6,583円	25,093円		55歳以上60歳未満	6,543円	25,515円	
60歳以上65歳未満	5,420円	20,870円		60歳以上65歳未満	5,315円	20,511円	
65歳以上70歳未満	3,970円	15,258円		65歳以上70歳未満	3,970円	14,980円	
70歳以上	3,970円	13,384円		70歳以上	3,970円	13,342円	

議案第22号

令和4年度使用小学校用教科用図書の採択について
令和4年度使用小学校用教科用図書を次のとおり採択する。

令和3年6月30日 提出

八戸市教育委員会

教育長 伊藤 博章

理 由

令和4年度使用小学校用教科用図書を採択するためのものである。

種 目	発 行 者	教科用図書名
国 語	光村図書	国 語
書 写	光村図書	書 写
社 会	東京書籍	新しい社会
地 図	帝国書院	楽しく学ぶ 小学生の地図帳
算 数	啓 林 館	わくわく算数
理 科	東京書籍	新しい理科
生 活	東京書籍	新しい生活
音 楽	教育出版	小学音楽 音楽のおくりもの
図 工	日本文教出版	図画工作
家 庭	開 隆 堂	小学校 わたしたちの家庭科
保 健	東京書籍	新しい保健
外 国 語	東京書籍	NEW HORIZON Elementary
道 徳	光文書院	小学道徳 ゆたかな心

